

武蔵野市まちづくり委員会（高度地区許可に係る意見聴取）議事録

日 時 平成27年8月20日（木曜日）午後6時30分～午後8時00分
 場 所 武蔵野市役所 4階 412会議室
 出席委員 委員長、副委員長、A委員、B委員
 市事務局 都市整備部長、まちづくり推進課長、まちづくり推進課職員
 傍聴者 7人

質疑応答者	質疑応答
委員長	<p>それでは、ただいまから武蔵野市まちづくり委員会を開会いたします。</p>
事務局	<p>議事に入る前に、事務局より報告をお願いします。</p> <p>最初に本委員会につきまして、武蔵野都市計画高度地区における特例の認定及び許可に係る手続に関する規則の第4条第2項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。</p> <p>次に、本委員会の位置づけについてご説明をいたします。</p> <p>本委員会は、先ほどちょっと申し上げましたが、「武蔵野都市計画高度地区における特例の認定及び許可に係る手続に関する規則」第8条第5項において、市長が許可申請が提出された計画の審査を行う際に、武蔵野市まちづくり委員会のうち学識経験を有する委員による会議及び武蔵野市建築審査会の意見を聞くことと規定をしております。これに基づき開催をいたすものです。</p> <p>後ほどご説明いたします建築計画が、良好な市街地環境に資するもの、または環境上支障がないものであるかなどの観点において、ご意見をいただければと思っております。</p>
委員長	<p>それでは、これより進行を委員長にお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>本日の委員会は20時終了を目途にしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日、傍聴の申し込みの方が7名いらっしゃいます。いかが計らいましょうか。</p>
委員長	<p>（「了解です」の声あり）</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、異議なしと認め、傍聴を許可します。</p> <p>（傍聴者入室）</p>

委員長	<p>それでは、次第の2、議事の亜細亜大学新1号館建替計画に係る武蔵野都市計画高度地区の特例の許可について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>高度地区を担当しておりますまちづくり推進課の■■■と申します。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、早速進めさせていただきます。</p> <p>高度地区の高さ制限についてということで、案件は亜細亜大学新1号館建替計画でございます。</p> <p>まず、お配りしております資料1をご覧ください。高度地区の許可について届出がありまして、手続を進めております。昨年8月のまちづくり委員会で、この委員会でご意見いただきまして、その後意見を踏まえまして、市が許可の方針を作成し、10月に通知しております。その後、まちづくり条例の協議を経まして、今年になりまして7月29日、許可申請が提出されましたので、これを受理しております。</p> <p>本日はこの許可申請で提出されましたこのプラン、こちらを許可することについてご意見をいただくために、お時間をいただきました。</p> <p>内容としましては、3点ご説明したいと考えております。まずは手続の経緯というのを若干振り返らせていただきます。その後建築概要ですとか、許可方針とその対応した内容についてご説明いたします。</p> <p>まず、手続の経緯でございます。資料1の手続フローでご説明いたします。点線で囲まれている部分が高さ制限の許可の手続でございます。上からまいりますと、上の点線の部分が高さ制限許可の事前相談でございますが、窓口相談の後、住民意向の確認として、平成26年6月に説明会を実施しております。二重囲みの事前相談の届出が26年7月に提出されております。</p> <p>庁内調整会ですとか、まちづくり委員会での意見照会を経まして、市が許可方針を作成いたしました。平成26年10月に許可方針を通知いたしております。通知した内容につきましては、資料2で配付している内容ではございますが、こちらは後ほどご説明させていただきます。</p> <p>フローに戻りますと、その後まちづくり条例の事前協議に入りまして、協議がまとまり許可申請が、先ほど申しましたように7月29日に提出されております。高度地区の許可方針に沿っ</p>

た計画であるというふうに考えております。本日は、前回にご意見いただきました許可方針に沿っていることを確認していただきたいと考えております。

今後の予定としましては、本日のまちづくり委員会での意見照会の後に、建築審査会でも9月に意見照会をさせていただいて、その後皆様のご意見を踏まえて、市長判断により許可通知、許可なのか不許可なのか通知いたしたいというふうに考えております。

高さ制限の許可にあわせまして、まちづくり条例の協議終了の通知を出しまして、確認申請の手続に移るといような手順となっております。

続きまして、建築プランの概要を説明させていただきます。資料3なんですけれども、右方に資料3と書いてある資料、01手前のところでもあるんですけれども、そちらをご覧ください。

まず、案件名なんですけれども、亜細亜大学新1号館建替え計画でございます。

次のページにまいりまして、場所は境5丁目8番、こちら03のタブをご覧ください。こちら案内図になっておりまして、場所が武蔵境駅の北西にあることがご覧いただけると思います。

あわせて05番のタブをご覧ください。キャンパス全体の配置図となっております。今回対象となっておりますのは、南端のグレーの網掛けの部分が今回の対象でございます、こちらが新1号館となっております。

今回この新1号館の部分が案件ではございますが、大学全体の建替え計画がございますので、そちらにも触れさせていただきます。02番のタブをご覧ください。02番の前です。02番から見ただくと、2ページ前のA3の資料になるんですけれども、左上の番号①とある一番左側の図、これが従前の図でございます。

平成24年度から大規模建替え計画が進んでおりまして、今回の案件はその終盤に当たります。①が従前で②で新5号館を建設しております。③で旧5号館の中を改修しまして、食堂として利用しながら学生食堂の建替えを行っています。

めくっていただきまして、現在は④の状態です。旧5号館の現在解体を進めているところでございます。本案件となるの

は、⑤番、⑥番でございまして、新1号館の建設、それから旧1号館と、真ん中あたりにございます総合研究館の解体というのが、こちらの案件となっております。

資料3に戻りますと、1枚めくっていただきますと、第2面のところから諸元が書いてございます。敷地面積は3万3,709㎡、用途地域は一中高、二中高、特定土地利用地区（第2種文教）がかかっております。高度地区は23mの高さ制限で第2種高度地区、日影は3時間、2時間の測定面高さ4mとなっております。建築面積は約1,400㎡、建蔽率が約50%、延べ面積は1万4,600㎡で約196%、高さは53.4mで地上14階の地下なしとなっております。建物用途は大学となっております。公開空地としましては、歩道状空地が230㎡、緑化面積、高木本数は計画を上回っているというのが建築概要です。

続きまして、01の理由書をご覧ください。先ほど全体計画をご説明しましたとおり、亜細亜大学では亜細亜大学武蔵野キャンパス再開発計画として、キャンパス全体の建替えを進めております。

ここで1、既存建物の現状としまして、既に建替えが済んでおります学生食堂のほか、本件の新1号館の建替え場所にあります旧5号館、今後解体を予定しております旧1号館ですとか、総合研究館、こちらのほうが旧耐震で建てられておりました、老朽化しておりました。これらの既存建物を新耐震で建替えて、あわせて研究機能ですとか、そういった機能更新、拡充を図るため、高さ制限を超える必要があるということとしています。

2番目の新築建物の計画としまして、亜細亜大学の事前相談前の当初プランとしましては、本校を解体されます旧1号館ですとか、総合研究館、こちらを合わせました延床面積に相当する規模を確保していきたい、研究環境の整った研究室等の確保ですとか、増設を行っていきたい、そういうプランとなっております。

10ページをご覧ください。01-2のページなんですけれども、こちら内訳が書いてあるんですけれども、執務室ですとか会議室等を従前程度として、研究室につきましては、これまでありました191室に合わせまして、各学部で増員する分として20室、新学部の研究室として30室、研究室の入れかえに使う予備

室として10室、合計251室というのを基本としておりました。この計画では延床面積で考えますと、1万6,400㎡ということで、約17%の面積増という計画でございました。

こちらの協議経過は省くんですけれども、右下の番号で01-5をご覧ください。こちら従前の計画の断面図、平面図なんですけれども、こちらと09、今回のプランの断面図と見比べていただきますと、違いがわかるかと思えます。

大きな変更点としましては、執務スペースを縮小するなどしまして、運営形態を見直しまして、16室の個人研究室の削減を図っております。また、西側につきまして、1段下がっているところがございますけれども、こちら当初7フロアあったものを1フロア削減しまして、高さについても低減しております。さらに西側の壁面についても3mほど後退しております。

また、高さは変わっていないんですけれども、15階建てから14階建てに1フロア減らしております。これは亜細亜大学さんのほうで、研究室環境を重視する大学においては、階高の確保が必要だろうという検討を行っておりましたが、これが安易に15階建てのまま階高を上げるということではなくて、事前相談時の高さを超えることなく、15階建てから14階に1層減らすことで階高を確保しているということです。許可方針に沿って高さは守っていただいたということで、当たり前と言えば簡単なんですけれども、地域のまちづくりに協力していただいた姿勢の1つだというふうに考えております。

次に、昨年10月に通知いたしました許可方針と建築計画上での対応の概略をご説明いたします。許可方針は資料の02-1をご覧ください。こちらのほうで、市から通知しました許可方針と実施した対応について協議していただいています。

許可方針としましては、市から提示しました大項目で6つ、細目で数えますと8つございます。こちらを図面とあわせてご確認いただきたいと思います。

まず、許可方針の上からまいりますと、まず一番最初に、市長が別に定める許可条件を遵守することということになっておりまして、こちらがまた次のページ、資料02-2、許可条件チェック配置図というのをまとめてございます。右上のところに7項目、具体的には接道の長さ、日影、壁面後退、緑化、公園、公共用地等の上乗せ、それから機械式駐車場、風環境予測

調査、こちらの許可条件についてまとめてございます。

ここも上からまいりますと、まず接道の長さなんですけれども、幅員6m以上の道路に敷地の4分の1以上が接道することとしております。右上の備考欄のとおりなんですけれども、敷地境界の総延長の4分の1ということで、283m以上であることが条件であるのに対しまして、歩道状空地により拡張した部分を含めて366mに接道しております。

日影につきましては、資料の10をご覧ください。通常許可特権でないものについては、敷地境界から5m、10mというところで確認する内容でございますが、高さの許可におきましては、敷地境界から0mと5mということで、日影を確認しております。ただ、外側の赤い線で見えていただいて、一番西端のところ、一部5mラインを超えているところがあるんですけれども、こちらにつきましては、影を落としている先が亜細亜大学の敷地内ということで、了解しております。

02-2に戻ります。ウのアの部分なんですけれども、高さ制限を超える部分が低層住宅地域から高さの2分の1以上離れていることとしております。下の図でウのアを、1号館の南側に線が引っ張ってあって、37mというふうに書いてあるんですけれども、こちら26.7m必要なところに対して37m確保されているということで、クリアしております。

ウのイでは、隣地境界から10m以上離れることとしておりまして、建物から東側に伸びている青い線でございますが、こちらについてもクリアしております。

ウのウになります。道路境界から5m以上離れることとしまして、南側と西側で確認しておりまして、これもクリアしております。

次に、オになりますけれども、公園等としまして、緑化面積をまち条にプラス5%としております。

資料の11-1、そのまとめの11-6をご覧ください。11-6のほうは数字がそのまま出ているんですけれども、計画で求めている面積としましては301㎡、それに対しまして378㎡を確保しております。実際は大学ですので、もともと緑地が多く、高木、中木は敷地全域で確認しているものの、低木については確認し切れない部分もありまして、実際には算入分よりも多く緑地が確保されているというのが実態でございます。

02-2に戻りまして、カになりまして、機械式駐車場についてなんですけれども、こちらについては機械式駐車場は設置してございません。

最後の風環境予防調査という項目なんですけれども、こちらについては後ほど詳しくご説明いたしますけれども、流体解析のシミュレーションを行いまして、敷地外に大きな環境変化がないことを確認しております。

以上が許可方針の第1項目目、許可条件でございます。

続きまして、1ページ前の02-1に戻っていただきまして、そちらの2つ目でございます。建物の高さは、事前相談届に示す高さを超えないこととしております。先ほど確認いただいた断面図、09番ですけれども、こちら見ていただきますと、事前相談届と同じ53.4mとなっております。

方針の3つ目になります。総合研究館及び旧1号館の跡地利用に際しましては、地域環境の向上の資するものとするとしております。

こちらが05番をご覧ください。真ん中に斜線で書いてあるんですけれども、総合研究館解体と書いてありますが、こちらの跡地につきましては広場として計画しております。大学ですので完全にセキュリティーフリーということではないんですけれども、実態としまして、中に入る方というのを何かチェックしているということではないので、そういった形で地域の方に親しんでいただける空間になるのではないかとというふうに考えております。

次に、旧1号館の跡地なんですけれども、一番西側をご覧ください。こちらについては、今現在、真ん中に南北道路が通っているんですけれども、西側に8号館というのがございまして、その東側、新学生食堂の西側なんですけれども、こちらに駐輪場（予定）というふうに書いてございます。こちら今現在は駐車場になっておりまして、真ん中にある細い道路、こちらを通ってこの駐車場に車が通ってくるような形となっております。ここにある駐車場を旧1号館を解体しまして、こちらのほうに駐車場を設置することによりまして、真ん中の細い道路を通るのではなくて、西側にありますもう少し太い道路、こちらのほうに交通を誘導していくようなことを考えております。こうした形で地域に貢献する内容となっております。

戻りまして4つ目になります。沿道整備においては、地域の利便性、また景観に配慮したものとする事としまして、先ほどご覧いただいていた05タブと04のタブを見比べていただくとわかりやすいのかと思うんですが、先ほど話しておりました真ん中にあります南北の道路沿い、こちらの東側の南側のほうに歩道状空地がございます。04が従前で、05が今回の計画の整備なんですけれども、今回の整備では中ほどにあります門扉、こちらより南側の部分を整備いたします。既に北側に歩道状空地が整備されているんですけれども、これと連続するような形で整備していきたいというふうに考えております。

続きまして、整備方針の5つ目になります。5つ目につきましては、既存樹木を極力残した計画とし、地域の緑化保全に努めることとしております。

先ほどこれもご覧いただきました11-2をご覧ください。高木については、整備に支障があるようなもの、8本を伐採する予定となっております。網掛けになっているものが伐採する高木なんですけれども、まず総合研究館の北側にございます2本、これは総合研究館解体に支障するものとして38番、39番、2本を伐採する予定です。南側にいきまして、新1号館の建設に支障するものとして中ほどの4本、それから歩道状空地のところにあたります歩道状空地を整備するために支障するものが2本ということで、合計で8本、こちら最低限の本数を伐採することとしております。

1枚めくっていただきますと、新植緑化計画図となっております。伐採せざるを得なかった分についてもソメイヨシノとかシラカシなどの高木8本を新植する計画となっております。

戻りまして、6つ目の項目になります。周辺環境に配慮した大学としてふさわしい外観計画とし、圧迫感軽減などに努めることとしております。この項目は昨年ご意見伺った際には全く示していない内容、新しいものとなります。

13-1をご覧ください。案ですけれども、周辺への配慮ですとか、圧迫感軽減などについてまとめています。まず周辺環境への配慮としまして、右下の枠、沿道景観の連続性としまして、既存のイチヨウ並木を残す計画としております。次に左側の中段なんですけれども、設備機器を目隠しするということ

で、見えなくてよいものについては見えないように配慮するという事としております。

右上の枠のところ、キャンパスの統一性というのがございますが、大学にふさわしい外観としまして、キャンパスカラーであるホワイト、こちらを基調としまして無彩色を採用しております。

最後に圧迫感軽減ということで、まず建物の形状なんですけれども、当初の計画に比べて西側の上部、こちらセットバックしている部分なんですけど、階数を低減し高さ自体を低減しております。また、西側の壁面についても後退しております。

次にデザインなんですけれども、デザインにつきましては、まず柱に細く凹凸をつけて、縦のラインを出しています。あわせてへこみに応じてというか、まず梁の部分、少し薄いグレーとなっております。さらにもう1つ下がったサッシの下の部分になるんですけども、こちらがダークグレーになっておりまして、色によって凹凸感を出すようにしております。また、柱にも実際の凹凸がつくことで、柱を細くスマートに見せるようなデザインとなっております。

あわせて下層階につきましては、1、2、3階の部分なんですけれども、デザインを変えまして、圧迫感の軽減を図っております。

下層部分につきましては、実際は見事なイチョウ並木になっていきますので、こちらの並木に隠れてしまう部分にはなっておりますけれども、並木を残すというような、並木自体も建築デザインの切りかえになっているというふうな読みかえもしていただいてもいいのかなというふうには考えております。

次に、方針の7つ目なんですけれども、詳細な風環境予測を行い、敷地内外のさらなる風環境対策を講じることとしております。風環境の評価方法としましては、最大瞬間風速の年間の出現頻度から評価するものですか、1日当たりの平均風速から評価するものといったものがございます。

今回参考にしてございますのは、東京都が行っている総合設計制度などでは、最大瞬間風速から評価するような村上方式を採用しているものがございますので、今回の許可に当たりましても村上方式を準用しまして、最大瞬間風速の年間の瞬間頻度を評価しております。

14-1をご覧ください。右下のところに表の2というものが
ございます。こちらでランク1、2、3というふうに分かれて
いるんですけれども、この表の見方をまずご説明いたします。
ランク1となるものは、最も風の影響を受けやすい用途の場所
を想定したランクでございます。対応する用途としましては、
屋外での滞在時間が長い住宅地の商店街ですとか、屋外でのレ
스토랑などがございます。右側の数値が少し複雑なんですけれ
ども、ランク1を見ていただきますと、1日の瞬間最大風速
が10mを超える日が年間で37日以内、かつ瞬間最大風速が15m
を超える日が年間で3日以内、20mについては0.3日以内とい
うことで、3年に1回、それぐらいの最大瞬間風速が、そのぐ
らいの日数におさまるランクというのをランク1としておりま
す。

あわせて右側の注も見ていただきたいんですけれども、最大
瞬間風速10mというのがどのぐらいかということが、こちらで
書いてございます。10mについてはごみが舞い上がる、干し物
が飛ぶというぐらいの風速でございます。このぐらいの風が年
間37日以内で、これも1日中吹いているとか、そういう数値で
はございませんで、1日の中で瞬間最大風速が10m、そういつ
たようなレベルでございます。

こうしたランクづけをしまして、資料の14になります。こちら
から青一色に見えるんですけれども、青がランク1でございま
す。一帯が住宅街として、非常に良好な風環境となっているこ
とがわかると思います。緑色のところがちよびちよびあると思
うんですけれども、南のほうですとか、そういったところに緑
色があると思うんですけれども、そちらがランク2になりま
す。最後に北側のマンションとマンションの小さいすき間のと
ころに黄色があるんですけれども、こちらがランク3でござい
ます。当該案件のところを見ていただきますと、建替え前と建
替え後でランク2があらわれるようになっております。

資料14-3をご覧ください。今、緑が出ておりました新1号
館西側、こちらを拡大した図です。まず、敷地の外周、こちら
の住宅街については、建替え後も建替え前同様に、住宅街とし
て良好な風環境が保たれていることがわかります。

一方、敷地内なんですけれども、こちらについてはランク2
があらわれております。ランク2でも住宅街ですとか、公園に

	<p>対応するようなレベルですので、決して悪いレベルではないんですけれども、できるだけ低減するように防風ネットの設置、これを西側敷地境にしたりですとか、新1号館とその北側の建物の間のところに、ひさしを設置したりですとか、ここではちよっと表現はしきれていないんですけれども、建物の西側の上層部の階数を減らすなどして対応しております。</p> <p>なかなか面積の減り具合がわかりにくいんですけれども、これ升目を数えていただきますと、大体8割ぐらい、面積が小さくなっています。</p> <p>許可方針の最後なんですけれども、周辺住民に丁寧な説明を行うこととしております。こちらは資料12をご覧ください。こちらでまとめていますとおり、説明会を行っております。実際議事録もつけてはいるんですけれども、高さや風に関わる質問というよりは、建物の解体ですとか建設工事に関する問い合わせが多くなっております。</p> <p>以上でこちらの内容についてはご説明は終わるんですけれども、まちづくり推進課としましては、教養ですとか文化、そういったものを育む場としまして、大学施設が武蔵野市内にあり続けることというのは、意義があることだというふうに考えております。また、新設学部ですとか研究室の増設など、より高度な研究を行っていくために、許可方針に沿って地域貢献しながら、一定の規模拡大を図ることは理解できることだと考えております。</p> <p>本件につきましては、許可してきたいというふうには考えております。市として判断するに当たりまして、委員の皆様のご意見をいただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p>
副委員長	<p>それでは、ただいまから事務局の今の説明に対するご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。</p> <p>1点あります。市の許可方針の景観形成のところで、資料の02-1というところを見ておりますが、景観形成のところで、周辺環境に配慮した大学としてふさわしい外観計画とし、圧迫感軽減などに努めるという中で、周辺環境に配慮した、あるいは圧迫感軽減については相当配慮されているというご説明だったと思いますが、文章の意味もあるんですが、大学にふさわし</p>

<p>委員長 事務局</p>	<p>い、こういう文章になっておりまして、一方で先ほどのパース資料でいくと13、これ、大学としてふさわしいというふうに、市のほうで理解したのかどうかということについて、もう一步説明が何となく私は理解できなかったということがあります。もう少し突っ込んで言うと、この建物で亜細亜大学のロゴをとってしまったときに、例えばロゴを隠したときに、大学としてふさわしいというふうに理解できるかどうかということについて、いささか疑問に感ずるんですが、市の見解をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。</p> <p>事務局のほう、お願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ふさわしいかどうかというような話なんですけれども、基本的に亜細亜大学さんの新1号館に限らず、それ以外の部分としてのデザイン性の統一感といいますか、そういうふうな部分から、先ほど副委員長がおっしゃられたとおり、ロゴを隠してしまったらという形の考え方は、ちょっと極論になるのかなとは思いますが、一応この新1号館に限らず他の建物との整合性ですとか、そういうものを含めて、ロゴを隠してしまうと普通のオフィスビルと変わらないんじゃないかというのはあるのかとは思いますが、全体としては大学としてふさわしいというふうに、市としては考えてはいます。</p>
<p>B委員</p>	<p>ほかの委員の方、ご意見ありますか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>B委員ですけれども、制度の全体、ちょっと忘れてしまったんですけれども、これって、例えばこの53.4mの建物が許可出て建って、その後、仮に亜細亜大学さんが少し大学を縮小するので、この建物をオフィスとしてどこかに貸し出すとか、そういうことって、できちゃうんですけど、制度的に。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>事務局のお答えをお願いします。</p> <p>微妙なんですけれども、特別用途地区として建てる時に、一応用途の制限として大学施設というふうな形をとっているもので、基本的にはそういうことが起こらないことを基本的に前提には考えているんですけれども、できれば大学さんのほうの考えとして、万が一そういうようなことというのが起こった場合というのは、ないが一番理想かなとは思ったんですけれども、制度上は。</p>
<p>委員長</p>	<p>私のほうから言うのも何ですけれども、世界的な例を見る</p>

	<p>と、純粹に民間のオフィスに貸すというのは、これは問題だと思っうんですが、近年、サイエンスパークですとか、大学のそばに民間と共同で研究するといっうような、そっういっう、これはどっちと位置づけていいのかみたいなの、そっういっう曖昧なオフィスといっいますか、ベンチャーの施設みたいなの、そっういっうものもできている例もあるのので、そっういっう共同研究の施設として使っっていく、将来的ですよ、わかりませんが、例えはそっういっうのはどうなんだといっうような。ですから、一律的にだめとかいっうのではなくて、非常に研究のために必要だとか、そっういっうのは一つ一つ、許可制度がそっういっうまで使えるかどうかわかりませんが、見ていくといっうのも一つあるのかなと思っうんです。ただ、簡単に変えていくといっうのは、特別用途地区ですから、その辺の管理は必要だと思っいますが、事務局も何かコメントありませんか。</p>
事務局	<p>制度上の話になってしまっうんですけれども、許可処分自体は、許可を通知したときに一度処分がそっうで決定しまっうので、その後の使われ方について追いかけていくといっうことは、制度上は特にありません。なので、おっしやられるように、大学として建てて、その後事務所になってしまっうたから、以前の許可がさかのぼって不許可になるとかといっうことではございません。</p>
B委員	<p>下の土地が特別用途地区になっていっる絡みってどうなっっているんでしたっけ。</p>
事務局	<p>そもそも特別用途をかけて、大学とそれに類する用途といっう形であれしていっますし、今回、特別用途地区の中で大学施設としての許可になりますので、申しわけないんですけれども、これは多分、委員長のおっしやったとおっり、純然に民間にオフィスとして貸すよっうな場合になると、多分不適格になって、許可部分は……</p>
事務局	<p>多分建たなくなる。その後の確認がとれなくなる、建築確認がとれなくなるので、その後一切建築行為できなくなっちゃうといっう、そっういっうことになります。</p>
A委員	<p>まず、質問。正門といっうのは、これは今回建てられる新1号館の西側のところが正門といっう考え方でよろしいんですか。</p>
委員長	<p>事務局のほう、おっ願いしまっす。</p>
事務局	<p>現時点での正門といっうのは、解体予定の旧1号館、一番西側、こちらが一応大学上の正門といっうふうな形にはなりません。</p>

A委員	<p>ただし、この建替え計画が終わりますと新1号館が建ち上がりまして、旧1号館は解体されますので、基本的に正門というのは、新1号館の西側のほうに一応移す予定という形になっております。</p> <p>学生さんが一番多く来るルートというのは、駅のほうから来たこの新1号館南側のルート、これが一番多いという理解でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>基本的に亜細亜大学さんの立地からしますと、武蔵境駅と東小金井駅のほぼ中間に位置しますので、学生さんの流れというのは、東小金井駅から来る部分と、武蔵境から来る部分があります。武蔵境から多分来る学生の主な方々は、新1号館の東側7号館がございまして、その脇に入口ありますので、ここから出入りする学生さんが基本的に多くなるのかなと思っています。また、東小金井のほうからもし来られる学生さんというのは、逆に言うと現位置でいきますと、先ほど言った正門と言われる部分、もしくは基本的には新1号館の内側も今入り口ありますので、この2カ所が多分主になっているのかなとは思いません。</p>
A委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>後はいいですか、引き続き。</p>
事務局	<p>関連して、来賓の方来るときの守衛所といたしますか、守衛室はどこにできるんですか。</p>
委員長	<p>基本は、先ほど言った正門のほうが、守衛等を含めた総合的な受付になると思いますけれども。西にもありますよね。</p>
事務局	<p>西の防災センターというところが守衛系の、ここでまず許可とって入るんですか。</p>
委員長	<p>現状は先ほど言った防災センターの部分と、5号館の南東角、ちょっと敷地入ったところなんですけれども、そこに守衛がいる。将来的には、先ほど言ったメインの正門になるだろう新1号館の西側というような形にも設けていただく形。</p>
A委員	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>要は今回の角地のつくり方に大きく影響してくると思ったので聞かせていただいているんですけれども、あと、出入りはフリーというふうにおっしゃったんですけれども、閉門するだとかということは特にはないわけですね。</p>
事務局	<p>基本的には、ちょっと説明の仕方の問題もあったんですけれ</p>

<p>A委員</p> <p>委員長</p> <p>A委員</p>	<p>ども、一応亜細亜大学さん、24時間門があいているわけではないので、通常の時間内の間においてはフリー、ほぼ実態上フリーになっているという話で、24時間あいているというわけではございません。</p> <p>わかりました。</p> <p>あと2つ、よろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>既存樹木の件なんですけれども、先ほどの11-2の説明の中で、今回の新1号館の角地のところ、73という樹木と74という木を切るというふうにおっしゃったんですけれども、その樹種だとか高さだとか、枝張りだとか、その辺のデータが見当たらなかったり、その現況写真がちょっとわからないんですけれども、どの程度の樹木なのかというのが1つ。</p> <p>それと、続けてもう1個質問しちゃって、質問はおしまいにします。</p>
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>14-3のところ、風のことをやっていたけれども、なぜ風が大きくなったのかという検証はされているのかどうか。14-1を見ていくと、西方の風、特に北北西からの風が多いというようなことを書いてあったんですけれども、なぜそこが増えたのか、風が。その検証はされているんでしょうか。</p> <p>とりあえず質問は以上です。</p> <p>事務局のほう、お答えください。</p> <p>風のお話からさせていただきます。なぜというところで、風の専門家による分析とか、そういったことについては、申しわけありません、してはいないんですけれども、ただ、14-1の資料を見ていただきますと、この地域でその日の最大の風速が来る方向というのが、一番左にあります風配図というところで書かれています。こちらがどちらの方向から風が来るかということを示しているんですけれども、北西のほうから来る風というのが、北北西が一番多いんですけれども、そちらが22%ありまして、北西については9%、こちらのほうで概ね3割ございまして、こういった風、北西から来る風を受けて壁面に当たりまして、そこで風速が上がっているんじゃないかというような推測ができるのかなと考えております。</p>
<p>A委員</p>	<p>巻き込んでいるわけじゃないんですね。北北西から来た風がそのまま北北西の流れで来ているのか、それともそれが何か回</p>

事務局	り込んで南側から入ってくるようなこともあり得るのか、その辺までは検証できていない？
委員長	そこまでは。シミュレーションでやって、コンピューターで解析はしているんですけども、結論だけがアウトプットされてきますので、そこまで。
委員長	一般的には壁に当たって下がるみたいな。だから高層化すればするほど、こう来ますから、結果この西側の壁の全体の記念館の部分も含めて、合わせて複合的にこうなりますから、ですからそこで下に巻き込まれるというのは、割と一般的だと思いますけれどもね。
事務局	樹種と高さについてわかりますか。
委員長	樹種につきましてはイチョウになります。
事務局	全部イチョウですか。8本とも。
事務局	基本的にシンボルツリーじゃないですけども、イチョウの木がこの辺は移植してあります。大きさとしては、こちらについては8m。先ほど言ったこの列は基本的には8mで、基本的にはこちらのほうは10m近いものがメインになるというところで。
事務局	74、75が常緑。
事務局	そうです。
委員長	ほかの樹種は。
A委員	切られるやつは。
事務局	角の2本だけです。
副委員長	イチョウで。
委員長	追加で1点、よろしいですか。
副委員長	どうぞ。
副委員長	大学のカラーが白だというのは理解をしています。ただ我々白といった場合に、この模型でもボードも白だし、建物、亜細亜大学さんの模型上、あの色も通常僕らは白と言い、ここの空間も白い空間だと通常多分言い、僕この机も恐らく素人的には白だと言い、ホワイトボードも白だと言う。というのは、市街地の中でいわゆる日本の市街地の中で真っ白というのがなくて、ここで言う白ってどういう概念で白という、これは委員長のお得意なんで、これ以上は譲りますが、白って一体何なのかというのが非常に難しいんですが。市としてどういうふうにはここはお聞きになっている。通常僕らはマンセル値でよく測る、

委員長	<p>こういうふうに言うと思いますけれども。</p> <p>事務局のほうで聞いているこの白のマンセル値はどうですか。</p>
事務局	<p>マンセル値としましては9.3でございます。おっしゃられるように白、いろいろあると思うんですけれども、ここで言っている白というのは、ここで書いてありますとおり、キャンパスの統一性ということを考えておりまして、ほかのキャンパスにございます建物についても、この9.3というのを基準としておりますので、そういったものに合わせて今回も9.3ということで考えております。</p>
副委員長	<p>素材は何ですか。あんまり細かい建築の材料のことはよくわかりませんが……</p>
事務局	<p>塗装です。</p>
委員長	<p>関連して僕のほうからさらに追及。</p> <p>現地見たときは、そこ測っているわけではないんですが、写真等見ると汚れもありますから、経年変化があるので、既存の建物9.3あるというのは本当かなというところがあって、つまり、9.3って本当の真っ白なんですよね。つまり僕らなんかも世の中のことを白、7とか8とか。9というのはもう映画みたいな、まぶしい。つまり、我々許可制度で高さは23m、2倍以上でボリュームの大きい、非常に目立つ建物をよしとする、許可をするといったところ、それは今回許可方針に基づいていて、丁寧に配慮していただいたというふうに私は考えていますので、それはいいんですが、さて、そこまでもともと目立つ施設を、またこの真っ白い、まぶしい白を持ってこななければならないのかというところが、実際にできたときに周辺の住民から、わー、何かすごいものができたわね。つまりそれは恐らく人間って建物はボリュームよりも色彩のほうが強意識するものですから、ちょっと9.3って結構すごい強烈な色だなと気がする。</p> <p>もちろんこれはガラスやほかの、これは梁の横のグレーなんかも関係してくるので、一概に白だけではないんですが、ただ、この角度からこう見ると、わーすごい白だななんていう。</p> <p>そうすると、周りは本当に建物が9.3というのを使っているということが本当なのかというのを、ちゃんと検証したほうがいい。少なくとも最近できたところは、写真見る限り9.3ではないと思うんです。最近の建物、基本的9.3だと言うところを全部チ</p>

エックして、これ、9.3というふうには思えないですね。少なくとも8点台ぐらいにしないと、つまり日本の自然界で9点幾つというのはない風景なので、やっぱり違和感がありますので、色彩の部分、割と建築の方でも色彩というのは割と、あんまり敏感じゃなくて、大体ほとんどが9以上を使う建築の人が多いです。大体9未満にしてもらうんですけども、そんなに変わらないですよ、見た感じは。なぜか白というともう最高、今9点幾つと使うので、それがちょっと景観に与える影響が大き過ぎるので、ちょっとその辺を再検討したほうがいいのではないかと思います。

あわせて、ガラスの、住民説明会では透明だと言っているんですが、パースだと何か色つきのようにも思うので、結構このガラスの色って実は規制があんまりしていないんですが、非常に目立つんですね。

例えば横浜のみなとみらいなんか、真っ白い建物にブルーとか、あれすごい違和感ありますね。大体UVカットだからグリーンかかっていたりするんですが、あれも結構、亜細亜大学の大学のテーマカラー、グリーンなので、割とそれ系にいくのかもしれないんですが、ここらでの住民説明会は透明と言っているんですが、この辺についてはいかがでしょうか。

コーティングです。

ガラスについては透明という認識でお話ししていますので。

一応、基本的にはガラスは今透明というふうな形で聞いていますので、パース上の問題はちょっとあるのかなとは思いますが、その辺についてはまた、今日の最終形がどうなるかということもあるんですけども、先ほど言われました白の色づかいのもの、当然のことながら事務局のほうとしても、亜細亜大学さんのそれ以外の既存の建物の白のマンセル値が幾つなのかということも踏まえた中で、今回ここで使っている、今我々聞いているのは9.3の白というふうな形で、それが委員長も含めてちょっと白過ぎるんじゃないかという話ですけども、今の考え方としますと、パース図のほうにもありますとおり、全面が白ではなくて、先ほどちょっとありましたけれども、ガラス面と、あとグレーですとか、その辺のコントラストをつける形で、オール白ではないという中での全体の見え方、そのような形の中での9.3というような形で認識しておりますので、も

事務局
事務局

<p>委員長</p>	<p>しその辺の区分がまた今後、亜細亜大学さんのほかの建物との関連も含めて、白過ぎるといふような形であるようであれば、その辺についてはもう一度、亜細亜大学さんのほうとも話はしてみたいなと思います。</p> <p>ただ、今現時点で亜細亜大学さんの考えとすると、このデザインでいきたいという形ですので、その辺については少しまた、変えられるかどうか、圧迫感の軽減の部分と目立つところの部分で、少し大学さんのほうとも話をしてみたいというふうに考えております。</p> <p>ぜひご検討お願いしたいと思います。あえて問題を何かぶり返すような気がしますので。</p> <p>余り、9.3を8.8ぐらいにしたからといって、ものの見え方が変わるわけではないし、むしろいい方向に行くのではないかと個人的に思います。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>B委員</p>	<p>さっきの話にかかってしまうんですけども、武蔵野市のほうが53mを超えるような建物を許可したのは、亜細亜大学がこの建物を、大学の目的と勘案して使うということが大前提ですので、一旦建てた後には、大学の所有物だから自由に使っていいんだ、後は法に触れなければ、その範囲内でやっていいんだというようなことは、くれぐれも起こさないように、そこだけは厳重に大学のほうと協定を結ぶなり、合意を結ぶなりしておいてほしいなというのが、もちろん亜細亜大学さんが大学として使うということを予定しているのは十分わかるんですけども、そこだけは厳しく確認、法的に確認をとったからって、それがどうこうなるかはわからないんですけども、やはりそのぐらいのことはしておいたほうがいいのかというふうに思いますので、お願いしたいと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>例えば一種低層の戸建住宅で、大半を店舗にするなんて基本的にできないですよ。既存不適格になるなんて甘いほどではないですよ。基本的に使用停止ですよ。使用してはいかん、全部店舗にしてはいかんという話ですよ。</p> <p>今回同じような、今のことが起こるとしたら、同じようにそれは使用について、ある種法的に問題があるので、僕は基本的にそういう転用みたいな話はないんじゃないかなと、法的に僕</p>

事務局	<p>は思うんですけどもね。</p> <p>基本的には、今回都市計画について許可を使って、法令の23mなりを超えるというふうな形になりますので、その部分について、うちの自治法務とか、その辺との関連も含めた中でどのような対応になるかというのは、もうちょっと確認した上で許可していきたいと考えております。</p>
委員長	<p>そうですね。何度も前回から繰り返していますけれども、もともと23mのところ、2倍以上ですから、どうしてここだけ特別なんだということは言いたいですけれども、もちろん、それに対して許可方針に基づいて、いろんな配慮をしていただいた、特に今回歩道状空地、非常に有効だと思いますし、もちろんイチョウのほう、いろいろ工夫されると大変だと思います、実際こういうふうに切られたりとか、それでもこうやって歩道状空地を確保していただくというのは、地域住民も、さらに学生さんたちも、非常に快適になるのではないかなというふうに思います。こういうことをやっていたら、地域貢献をしていただく、さまざまな工夫をしていただいていることを前提に、2倍以上の高さを超える計画を許可するということですので、それ以上に先ほど話もしていましたけれども、ここだけ特別扱いするということから、やはりそれなりに地域の人たちも納得するような形でしていただけたらというふうに思います。</p>
A委員	<p>ほかにございますか。</p> <p>どうぞ、A委員。</p> <p>許可方針の地域貢献と景観に絡めて、ちょっと気になったので、お話ししたいんですけども、今の歩道状空地の話、それから先ほどの既存樹木の関係なんですけれども、先ほどの説明の中で、歩道状空地の整備のために障害になるので、73番、74番切りますという言い方されたんですね。多分それはないだろうなという気がするんです。建物を建てるので、その敷地にかかってしまうということはあるかもしれないんですけども、歩道状空地は表面、厳密にはもっと難しいんですけども、簡単に言ってしまうえば表面の整備なわけですから、その北側の樹木を残しているわけですので、その流れの中でうまく残すことはできないのだろうか、それは考えられたほうがいいんじゃないですか。</p> <p>当然、その表層をやるときに、障害になるだとかということ</p>

は多分あると思うんです。ですので、樹勢ですとか樹形、こういったものがそんなに問題ないようであれば。というのは、やはりこの敷地の南側の道路を西側から来たときに、正面に新1号館の建物が見えてくる、そのときにここの2本があるかないかで圧迫感が変わってくるのではないかなという印象があるものですから、それでその辺は検討されたほうがいいのではないかな。

それと、言い方は、先ほどのような言い方はちょっと気になるなということ。それから、さっきの風害の関係も、もしかしてこの木がなくなったから増えたということはないんですかという、その辺もちょっと気になったんです。それが樹木の関係です。

それと、あとは歩道状空地の話で、西側のところはやられているんですが、南側のところは、これはやらないんですかということ。ルール上はもうこれでオーケーなのかもしれないんですけども、西側から角を曲がってきて、門の前を通ると、その正面には植え込みの部分がぶち当たるんですね。並木の下の方に、多分低木を入れていると思うんですけども、高木残しておいて、ここの低木の部分は歩けるようにしてあげるようなこともあり得ないかな。そうすると道幅が広がってくる、ただ連続的に並木になっていますので、幹がありますから、連続的にここの幅が確保できているわけではないんですけども、少しでも歩道の幅が広がったように見えるということが、何かしらの圧迫感の軽減にはなるのではないかなというような気はしましたので、その辺は少し、ルール上はオーケーなのかもしれないんですけども、今後検討されてはいかがかなという印象を持ちました。

基本的にはすごく配慮をいろいろされて、努力されているということは認めますし、基本的には私は今回出された計画でよろしいかと思えますけれども、その辺が少し気になりましたので、発言させていただきたいというふうに思いました。

委員長

ありがとうございます。

この部分は私もちょっと気になっていたんですけども、ただ、よくこの11-2の図面を見ると、多少、歩道状空地のラインが、幹を、随分向こうまで来ている、斜めになっているんですね。ですから、恐らくその影響で75までのイチョウまではど

うにか残せるけれども、74、73は相当、ちょっと歩道状空地側に踏み込んでしまうので、ですから今回の論点、実は2つあるんですけれども、今の緑化保全の部分と、先ほど言った景観保全、この2点について、基本的な計画としてはこれでオーケーだと思っておりますが、ちょっと部分的な検討ということでこの77、75のイチョウの部分ですとか、この辺の、本当に残すことができないのかというのが緑化の件、それから景観的には白の外壁、この辺の再検討というふうなのが残っているのかなと思うんです。

イチョウについては確かに、ここに2本あると強烈にちょっと印象随分違いますよね。しかも近年、もう実はイチョウって植えないんですよ。ご存じのように、葉っぱが枯れませんか、車の事故ですとかありますから、東京ではイチョウが今でも一番多いんですかね、実は。非常に植えられた木で、東京都のマークでもありますけれども、残念ながらイチョウって増えないんですね、これ以上、減ることはあっても。ですから、非常に貴重な木でもありますので、中も問題は少し窮屈になってもいいから何か、それは恐らく歩道上、当初車椅子が最低限有効幅員2m確保しないといけないとか、何かそういうところから出るのかもしれませんが、ディテールも含めて本当にできないということなのか、その辺を検討してみるというのはあるかなと思うんですが……。

A委員

現況の写真、先ほど別のところに出てあれだったんですけれども、4-2の4番に写真が載っていたので、よくわかったんですけれども、今委員長がおっしゃったように、確かに整備するラインに乗っかっているということは、私も認識しているんですけれども、せっかくその後ろのところ、グリーンの蛇のようにうねっているライン、これを書いているんですね。これが何なのかということなんです。

要するに、もうこれはほとんどデザインの問題だと言ってしまえばおしまいなんですけれども、せっかくこういうふうなデザインしているのであれば、フェンスをその緑のラインの敷地の中に持って行ってやって、このグリーンのラインの西側の白い部分も歩道状空地のようなデザインにしてあげれば、影響は出なくなる。だから、そういう都市デザインを考えるということも、ルールをクリアした後のこととして、必要なのではない

委員長

かな。

それとあと、イチョウなんですけれども、やはり防火樹ということで、東京都の街路樹には多く植えられていたという経緯もあることからすると、こういった都市の歴史というのを記憶していくという意味からも、やっぱり、とにかく樹勢だとか樹形だとかが悪くないのであれば、できるだけ保全していくというスタンスは、まずは持っていた方がよろしいのではないかなという……。

ありがとうございます。

今のA委員のご提案は私も大賛成でございます。

実は私は、全国的に歩道状空地のいい事例というのを紹介するとき、実は吉祥寺、井の頭公園の万助橋の脇の歩道状空地、実はあれ公園内緑地なんです、あそこの道路は南側のほうは歩道はないんです。公園の中にちょうどこれと同じように、公園の中に通路を通っているんです。これが実は歩道のように見えるんです。この事例を僕は全国的に紹介をするんです。すばらしい、歩道がなくても中に持ってきているんですね。外ですよ。ちょうど、ですからイチョウ並木をこちら残しながら、前後そうなっても構いません、ここまでをこうやりながら途中から曲げて、敷地の中に入ってショートカットするような感じでも構わないかもしれません。それ、歩行者にとって変わらないし、大学にとっても実は所有関係変わらないんですけども、部分的にちょっと歩道状空地が中に入り込んでいるというぐらいで、これ非常にすばらしい、井の頭公園の例なんですけれども、そういう解決の方法、もしかするとある。みんなにとってもハッピーなので、誰にとって嫌だなという部分はない。

もちろん正門の位置とか、若干少しずらすとかというのはありますが、外構ですからそれほど建築計画には大変な労力ではないはずなので、今日のご意見を踏まえると、ちょっと緑化計画、工事の最後のほうですから、再度検討していただいて、できるだけいい樹種も木も保全できますし、特にコーナーの部分ですから、非常に印象違いますよね。

ですから、この部分はまちづくり委員会としては、再検討をお願いしたいというふうに思いますが、よろしいですか。

ですから、1点が今の緑化の部分、それと2点目は景観の部

算には入れていないんですけども、内側にあるこちらのほうには、常緑樹が結構たくさんありまして、大きいのもありまして、そちらのほうは逆に防風の計算に使っているという状況があります。

ですので、風の関係もありますし、あとは歩道の2mを確保しなきゃいけないというところ、あとは極力イチョウを生かすのはどうしたらいいだろうかという協議の中で、現在のような形になってきているというのがあり、こちらにつきましても、先ほど委員長がおっしゃったように、どうしてもこちらの2本だけは歩道状空地が最低1.2mとれるような形、公園のバリアフリーのところは最低1.2mで、あとはどこかちょっと行ったところに2m確保できればそれがいいということなので、2mを理想としながら、最小のところは1.2mを確保できるようにというところの中で、どうしてもそれは譲れなくて、それより小さくなると、歩道の動線がバリアフリーを考えると難しいということなので、1.2mとれるような中で、いろんな外したりいろいろした中で、あとはこの中が実は微妙に起伏があったり、ほかの建築の施設の関係があったりしまして、いろいろ協議をした結果、この2本はやむを得ないのかなというところで、移植をするにしても、ちょっとなかなか、ほかの木が影響があって、移植することによって当初やろうと思って、常緑の木も切ってしまうと、いろいろ問題あるだろうということだったので、当初は本当に理想的には全部切りたいというふうな相談もあったんですけども、いろんな協議の中で2本で何とかおさめたと言ったら変ですけども、経過がありますので、一応、市としてもなるべく切らないという形で協議してきたという中では、この2本が歩道という、人が歩ける空間もやはり大切だと思っていますし、あとは防風みたいなほかの樹木との関係とか考えた中では、この何本かも切らないで済む方法だったのかなというふうには、事務局では考えております。

委員長

恐らくそういう調整はしていると思うんですが、緑地率も多少余裕がありますので、これアーバンデザイン的にまちの角なので、街角をちょっと、本当は街角広場をつかってほしいみたいな感じもするんですね。そうしたら実はこの正門も街角広場的に内側に持って行って、それは別に四角じゃなくても曲線でも別に構わないんですけど、そこはいわゆるたまり、つまり学生

たちの、とりあえずあそこで待ち合わせしようみたいなというの、あるいは周辺の人たちも、あそこでとりあえず待っていてみたいなというような場所として、非常にいい場所なんですね。それを今ちょっと非常にしゃくし定規でセットバック起こしました。コーナーだからといって、街角の部分がつくられているわけではない。

ですから、もう一回、中まで含めて、この入り口の部分をやったほうが、大学にとっても周辺の地域にとっても学生にとっても、みんな快適な空間になるはずではなかろうかと思うんですね。

ですから、私たちはよりいいものをやはり、先ほど何度も言いますけれども、50何mというところ、特別なケースなので、よりいいものを我々は求めていきたいということです。それ相当の負担をかけるわけではないと思うんです、これ実は。逆にそれを入れることのほうが実は、もちろん切るのは簡単なんですけれども、残す方法として非常に、実はそんなに大変ではないという提案をして、ぜひ、この委員会では再度ここの検討をしていただきたい。

いかがでしょうか、よろしいですか。

副委員長

僕も最初に申し上げた大学らしさというのは、場合によっては、建物ではなくてゲートかもしれないな、今の話の中で。ゲートの部分はまさに大学らしさをあらわす典型的なもので、そのときにゲート入るところからオフィスじゃないかというような、今のところ、僕は雰囲気や景観上持っているので、非常に特徴づけるゲートの部分に入った途端、ここはまさに学問やるところなんだというような印象があるということは、周辺の住民にとっても僕は非常にいいことだなと思っているので、そういう面ではどこかで示してほしいという点でいけば、イチョウだったりゲートだったりするというような気もしているので、ぜひそこは再度検討を、どういう部分で合わすかということも含めて検討していただきたいなと私も思います。

委員長

入り口、エントランスへのアプローチの部分ですとか、何か全体的なランドスケープが、やや粗っぽい計画ですよ。もうちょっとランドスケープをしっかりと、その街角広場の部分からきれいに誘導するよみたいなのは、多分パースなんかも非常にきれいですし、印象的ですし、多分、入学式のときにどう

	<p>写真撮るんだみたいなところ。そういうことも考えると、そういう印象的なランドスケープをぜひ考えていただきたいなと思います。</p> <p>今日の議論は大体そんな話題かというふうに思いますが、以上の2点について十分検討して、許可の判断を行ってほしいなというふうに思います。</p> <p>今すぐどうするというわけではなくて、基本的な路線は大体よかったのかなというふうに思いますので、非常に最後の部分ですから、それについて許可というのは、どういう形でやるのかわかりませんが、継続的な検討をしながら、先に許可をするというのもあるかもしれませんし、その辺を十分配慮していただいて、やはり私たちも行政も周辺住民も、いいものができたねというふうに思われる計画にしてほしい。</p>
副委員長	<p>先ほどの用途変更についても確認済みということでもいいわけですね。法的にどうなのかということを確認して、用途変更が可能であれば、大幅な用途変更が起きないように措置を講ずるといことも了解をされたという。</p>
事務局	<p>それはうちのほうとも、自治法務のほうと相談した上で、許可のそもそも根幹たる部分ですので、その辺の部分は確認した上で、使用停止になるのか既存不適格になるのか、その部分は確認した上で許可していきたいと思います。</p>
委員長	<p>じゃ、そこは確認をお願いします。</p> <p>それでは、最後に次第の3、事務連絡等があれば事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>基本的に、今回のこの許可に関するまちづくり委員会としての意見は、先ほどの歩道状空地のしつらえの再検討の問題と、あと、色目の問題、その辺の2点、それと先ほど今確認された、許可に関わる用途が変わる場合の確認というふうな、3点というふうな形がまちづくり委員会としてのご意見という形。</p>
委員長	<p>ですから、今後の確認申請ですとか、そっちの建築の手続については、今回の指摘の、用途の部分は法関係ですから、そこはちゃんと確認してほしいんですけども、外壁の色と緑の話は建築確認の話ではないので、そこは継続的に議論できるかと思うんですが、ただ委員会としては、そこはやっぱり十分やっていないと、やはりこの高さを突破しているということに対する市民への責任が果たせないのではないかということで、十</p>

<p>事務局 事務局</p>	<p>分配慮していただきたいというところでございます。 わかりました。 貴重なご意見ありがとうございました。 本日の議事録につきましては、また案ができましたらメールで送付いたしますので、ご確認をいただければと思います。 ありがとうございました。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上です。 それでは、これで本日の武蔵野市まちづくり委員会は閉会いたします。 ありがとうございました。</p>